

# 告知義務違反による解除について

生命保険契約のご加入や保障内容の見直しにあたって、ご契約者や被保険者に健康状態等について正しく「告知」をいただけていない場合に、事実の確認の結果、保険契約または特約を「解除」させていただく場合がございます。当社における対応は以下のとおりです。

## ■ 告知の重要性

- ご契約者や被保険者には健康状態等について正しく告知をいただく義務（告知義務）があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。そのため正しく「告知」をいただくことが保険制度の健全な維持・運営のためには欠かせません。
- ご加入や保障内容の見直しにあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくご記入（告知）いただく必要があります。また、当社指定の医師による診査を受けられる際には、医師が口頭で告知を求める場合がありますが、同様に事実を正確にもれなくお伝え（告知）いただく必要があります。事実を告知いただけなかった場合、ご加入や保障内容の見直しの際に正しいお引受けの判断ができず、責任開始後に保険契約または特約を解除せざるを得なくなるなど、ご迷惑をおかけすることになります。
- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。以下同じ。）、生命保険面接士や当社の確認担当職員には告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいたり、健康診断の結果資料等を提示いただいただけでは「告知」にはなりませんので、ご注意ください。

## ■ 告知義務違反が判明した場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を**解除**することがあります。
- 保険金または給付金等のご請求内容をふまえ事実の確認を行った結果、お客様の故意または重大な過失により正しい「告知」がいただけなかったことが判明し、その内容を慎重に検討したうえで、保険契約または特約が継続いただけないと当社が判断した場合は、書面（『ご契約のお取扱いについて（ご連絡）』等）により「解除の内容」「解除の理由」「解除の期限」「約款規定」などをご連絡いたします。
- 詳細については最寄りの支社または営業部の当社職員からご連絡のうえ、説明いたします。
- 行き違いにより、書面の到着の前に最寄りの支社または営業部の当社職員からご連絡をさせていただく場合もございますのでご了承ください。

## ■ 保険契約または特約の解除の通知を受けた場合

- 保障見直し制度を利用された場合、見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内で見直し後契約が継続できる場合がございます。詳細は当社職員にご確認ください。
- 保険契約または特約を解除させていただく理由となった事実と相違がございましたら、お伺いいたします当社職員へその旨ご照会ください。また恐れ入りますが、相違を証明する客観的な資料をご提出いただくか、あるいは当社が直接入手するためのご協力をお願いいたします。

## ■ ご参考：約款記載の一例について

**ご注意** 告知義務違反による解除の取扱いについて、平成26年4月現在の契約基本約款を一例としてご説明しております。ご加入の時期や保険種類によっては記載が異なる場合もございますので、**詳しくはお手元の「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。**

また、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数等にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがある等、認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

### 〔約款記載の一例〕 契約基本約款

#### 8. 告知義務および告知義務違反による解除

##### 第14条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

##### 第15条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
- 2 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、会社は保険金等の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 本条の規定による保険契約または付加している特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第10条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約または付加している特約が解除された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約または付加している特約が解除され、かつ、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本項において同じ。）以後に保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合  
解除された日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。
  - (2) 前号以外の場合  
解除された日の直前の月ごと応当日の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

##### 第16条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
  - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金等の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

## ■ 保険契約または特約の解除に関するお問合せ先

①ご説明にお伺いしました担当者へご照会ください。

②死亡保険金や入院・手術等の給付金のお受取りに関する相談窓口を開設しています。  
保険契約または特約の解除に関して担当者によるご説明でもご納得いただけない場合は、次の相談窓口までお問合せください。

### ○ 保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

**0120-812-196** (通話料無料)

〔受付時間〕 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

③担当者や相談窓口のご説明でもご納得いただけず、第三者に相談をお考えのお客様には、社外弁護士(当社とは顧問契約を締結していない弁護士)を紹介し、無料でご相談いただける「社外弁護士相談制度」を開設しています。  
社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

### ○ 社外弁護士相談制度事務局

**0120-227-580** (通話料無料)

〔受付時間〕 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

※上記の事務局へ予約のうえでのご相談となりますので、ご了承ください。  
平成26年4月より、「お申出制度(社外弁護士相談制度)」から名称を変更しました。

保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「支払サービス審査会(\*)」にて審議を行います。

\* 保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け支払査定の適切性の審査等を行い、支払担当部門に保険金・給付金に関する勧告を行う機関です。

## ■ その他、お手続きに関するお問合せ先

### ○ ニッセイコールセンター

**0120-201-021** (通話料無料)

〔受付時間〕 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

